広報やしお特集号 平成15年6月25日

行政、事業者、市民の責務

行吸憶

- ●男女共同参画を主要な施策に位置づけ、 男女共同参画の推進に関する施策を総合 的に実施。
- ●市、事業者(注1)、市民(注2)、国、 他の地方公共団体と連携。
- 必要な体制を整備し、財政上の措置を実施。

連携と協力

- ●事業者は基本理念にのっとり、その事業 活動を行うにあたっては、男女共同参画 社会の形成に理解と認識を深めるとともに、 事業活動とその他の活動とを両立できる 環境を整備。
- ●市が実施する、男女共同参画の推進に関 する施策に協力。





- ●市民は基本理念にのっとり、男女共同参 画社会の形成に向けて理解と認識を深め、 社会のあらゆる分野において主体的、積 極的に男女共同参画を推進。
- ●市が実施する、男女共同参画の推進に関 する施策に協力。



- 注1:営利、非営利等の別 にかかわらず、市内 において事業活動を 行うすべての法人、 団体およびグループ をいいます。
- 注2:市内に住所があるま たは市内に勤務し、 若しくは市内で学ぶ 個人をいいます。



市が実施する具体的取り組み 10項目

提案項目	主な内容
(1)基本計画の策定	男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に推進するための基本計画を策定する。
(2)積極的格差是正措置	男女間に参画する機会の格差がある場合は、事業者、市 民と協力し合いながら積極的格差是正措置を行う。
(3) 家庭生活と社会活動の 両立支援	家庭生活と社会活動を両立できるように、子育てや介護などの支援を行う。
(4)広報啓発活動の充実	広報活動を充実させ、事業者、市民の理解を深める。
(5)学校教育の充実	学校教育をはじめとするあらゆる教育、学習の場面において、男女共同参画の推進を図る。
(6)ドメスティック・バイオレンスおよび	関係機関との連携を深め、ドメスティック・バイオレン
セクシュアル・ハラスメントの防止 と支援	ス、セクシュアル・ハラスメントの防止および被害者支 援を行う。
(7)男女共同参画の推進に関する 活動に対しての情報提供と支援	男女共同参画の推進に関する活動を、事業者が行う場合 は、情報提供や必要な支援を行う。
(8)雇用の分野における男女共同参 画の推進	起業をめざす女性あるいは、自営業、農業での女性が、 対等な構成員として経営等に参画できる機会を確保する ため、能力開発や経営参画ができるように、情報提供、 その他必要な支援を行う。
(9)拠点施設の設置	市民、事業者の活動を支援するため、総合的拠点施設を 設置する。

催し、意識啓発を図る。

提案 • 4

禁止事項

- ①間接的、直接的を問わず性別による差別的取 り扱いを行ってはならない。
- ②家庭、学校、職場、地域社会などあらゆる場 所において、セクシュアル・ハラスメントを 行ってはならない。
- ③ドメスティック・バイオレンスを含む、女性に 対するあらゆる形態の暴力を行ってはならない。



苦情処理機関

この条例を実効性のあるものとし、男女共同 参画社会の実現を推進していくためには、市民、 事業者からの苦情を公平に処理することので きる苦情処理機関を設置。



皆さんのご意見を募集します!

7月25日までに、ご意見、住所、氏名、電話 番号をご記入のうえ、郵送、FAX、Eメールで お寄せください。

<送付先>

(10) 意識啓発

〒340-8588

八潮市中央一丁目2番地1男女共同参画課 FAX 995-7367

Eメール danjo@city.yashio.saitama.jp

<問い合わせ>

男女共同参画課 ☎996-2159 (直通) ※答申書の詳細については、市役所ホームペ ージhttp://www.city.yashio.saitama.jp のほか、男女共同参画課窓口(市役所2階)・ 840情報資料コーナー(市役所1階)にて 配布をしています。

男女共同参画社会

市職員、教職員、市民、事業者に対する研修会などを開

男女が共にお互いの人権を尊重し 合い、それぞれの個性と能力を発 揮することができる社会、差別な く対等に参画し、喜びも責任も分 かち合っていける社会をいいます。

積極的格差是正措置

社会の様々な分野で男女間の格差 をなくすために、男女のいずれか 一方に対して、積極的に機会を提 供することをいいます。

セクシュアル・ハラスメント

性的ないやがらせであり、それに 対する対応によって、一定の不利 益をあたえたり、生活環境を悪化 させたりすることをいいます。

女性の性と生殖に関する健康と権利

女性の身体的機能を配慮して、女 性が生涯にわたり、自らの身体と 健康について主体的に自己決定権 を図り、 身体的、精神的、 社会的 に良好な状態を享受することと、 そのための権利をいいます。

ドメスティック・バイオレンス

主に、夫や恋人など親しい関係に ある男性から女性に対しての身体 的、性的、心理的、または経済的 な暴力をいいます。